

市第42号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

＜改正概要及び理由＞

- ①本市人事委員会勧告（令和7年10月15日）の趣旨を尊重し、常勤職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等を行います。
- ②教育職員の処遇改善のため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等が改正されたことを受け、所要の改正を行います。

1 改正内容

(1) 人事委員会勧告関係

ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

全職種（行政、消防、教育、技能、医療）の給料表について、本市職員給与と民間給与との較差 13,469円（3.33%） を踏まえ、若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給の給料月額を引き上げます。

（ア）行政職員給料表の主な改定内容

級	対象者の改定額	級	対象者の改定額
1	8,300円～14,700円	5	10,000円～11,200円
2	8,300円～16,100円	6	10,500円～13,700円
3	8,200円～10,600円	7	12,000円～12,400円
4	9,000円～16,500円	8	12,300円

（イ）行政職員の初任給の改定内容

区分	現行	改定案	増加額
高校卒初任給	187,200円	199,200円	12,000円
短大卒初任給	199,300円	211,300円	12,000円
大学卒初任給	218,900円	230,900円	12,000円

イ 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条）

特定任期付職員（※）の給料表について、国に準じ、全号給の給料月額を引き上げます。

※ 特定任期付職員：高度の専門的な知識、経験等を有する人材について、任期を限って任用する職員

ウ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第5条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るため、0.05月引き上げます。引上げに当たっては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げます。

なお、令和7年度は12月期で支給割合を引き上げ、令和8年度から、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

年度	対象		支給月	期末手当	勤勉手当	合計
7年度	再任用職員以外	一般職員	6月期	1.275（支給済）	1.025（支給済）	4.6 → 4.65
			12月期	1.275 → 1.3	1.025 → 1.05	
		管理職員	6月期	1.075（支給済）	1.225（支給済）	4.6 → 4.65
			12月期	1.075 → 1.1	1.225 → 1.25	
	再任用職員	一般職員	6月期	0.7（支給済）	0.525（支給済）	2.45 → 2.5
			12月期	0.7 → 0.725	0.525 → 0.55	
		管理職員	6月期	0.6（支給済）	0.625（支給済）	2.45 → 2.5
			12月期	0.6 → 0.625	0.625 → 0.65	
	特別職		6月期	2.3（支給済）		4.6 → 4.65
			12月期	2.3 → 2.35		
8年度	再任用職員以外	一般職員	6月期	1.2875	1.0375	4.65
			12月期	1.2875	1.0375	
		管理職員	6月期	1.0875	1.2375	4.65
			12月期	1.0875	1.2375	
	再任用職員	一般職員	6月期	0.7125	0.5375	2.5
			12月期	0.7125	0.5375	
		管理職員	6月期	0.6125	0.6375	2.5
			12月期	0.6125	0.6375	
	特別職		6月期	2.325		4.65
			12月期	2.325		

(2) 教育職員の処遇改善関係

ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

教育公務員特例法の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の支給区分に学級担任を加えるほか、教育職員給料表の4級及び5級の職員の給料月額について調整を行うため、所要の改正を行います。

イ 横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第4条）

給特法の改正に伴い、教育職員給料表の1級から3級までの職員に適用する教職調整額の支給率を給料月額の4%から10%に引き上げるため、所要の改正を行います。なお、本改正においては、毎年1ポイントずつ引き上げる経過措置を設けます。

期間	支給率	期間	支給率
令和8年1月1日～12月31日	5%	令和11年1月1日～12月31日	8%
令和9年1月1日～12月31日	6%	令和12年1月1日～12月31日	9%
令和10年1月1日～12月31日	7%	令和13年1月1日以降	10%

2 施行期日

(1) 人事委員会勧告関係

公布の日

※ ただし、給料表の改定（第1条及び第3条）は令和7年4月1日に遡り適用

(2) 教育職員の処遇改善関係

令和8年1月1日